

## 電気通信大学創立80周年記念会館規程

平成12年 9月27日

改正

平成16年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成21年 4月 1日

平成22年 4月20日

### (設置)

第1条 電気通信大学(以下「本学」という。)の職員その他の関係者の利用に供するとともに、企業や地域社会との学術・文化の交流を通じて、本学の教育研究の進展に寄与するため、本学に電気通信大学創立80周年記念会館(以下「会館」という。)を置く。

2 この会館は、「リサーチ」を愛称とする。

### (施設)

第2条 会館に、コミュニケーションホール、ミュージアム、フォーラム及びその他の施設を置く。

### (館長)

第3条 会館に、館長を置き、社会連携センター長をもってあてる。

2 館長は、会館の業務を統轄する。

### (副館長)

第4条 学長が必要と認めるときは、会館に副館長を置き、本学の理事又は職員から指名することができる。

2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副館長の任期の末日は、館長の任期の末日以前でなければならない。

第5条 会館に、館長を助け、会館の運営に関する業務を掌るため、会館主事を置く。

2 会館主事は、館長の推進に基づき、学長が指名する。

3 会館主事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (休館日)

第6条 会館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、臨時に開館又は休館することができる。

(会館の利用)

第7条 会館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成12年9月27日から施行する。

2 この規則の施行後、第5条第1項の規定により最初に任命された主事の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。